最終更新日:2015年7月14日

東京製綱株式会社
取締役社長兼COO　中村裕明
問合せ先:常務取締役執行役員総務部長　佐藤和規
証券コード:5981

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値の向上を実現し、ステークホルダーの信任を得ることを全ての活動の基礎と位置付けております。
この方針を実現するため、コンプライアンスの推進や、刻々と変化する経営環境にスピーディ且つ弾力的に対応できる経営体制の構築、経営の健全性を維持するための経営の透明性確保等を実践し、コーポレート・ガバナンスを強化するよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金株式会社	11,504,640	7.07
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT - TREATY RATE	8,300,000	5.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,617,000	2.83
株式会社ハイレックスコーポレーション	4,000,000	2.45
東京ロープ共栄会	3,724,501	2.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,211,000	1.97
横浜ゴム株式会社	2,671,218	1.64
CBHK-KSD-WOORI	2,591,000	1.59
株式会社日立ビルシステム	1,900,000	1.16
住友生命保険相互会社	1,808,000	1.11

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

ジェイ・オー・ハンブロ・キャピタル・マネージメント・リミテッドから、2015年3月23日付で大量保有報告書の提出があり、2014年3月16日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として2015年3月31日現在における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。
・氏名または名称:ジェイ・オー・ハンブロ・キャピタル・マネージメント・リミテッド
・保有株券等の数:8,300,000株
・株券等保有割合:5.10%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
増渕稔	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増渕稔	○	―――	増渕稔取締役は日本銀行の出身者であり、現在日本証券金融株式会社の代表取締役に就任しております。、会社経営者としての高い見識やを有するとともに、金融・財務に関する高度な知見を有することから当社経営の強化に適任であると判断し選任致しております。また、前述の両社と当社とは取引関係がなく、独立役員の属性等の項目に該当しないことから一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人である新日本有限責任監査法人とは、会計監査内容について説明を受けるとともに、定期的に情報交換し、綿密に連携を図ることとしています。
内部監査室は内部統制報告制度並びに内部監査制度の事務局を中心とする業務を推進しております。内部監査実施後は、内部監査報告書を作成し、監査役に内部監査状況を報告するとともに、内部監査室と監査役による確認が効果的に実行できるよう意見調整を行うこととします。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小田木毅	弁護士													
山上純一	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小田木毅	○	――	弁護士としての専門的立場から経営陣の業務執行に対する監督・監査を行うため、社外監査役として選任いたしております。 なお、同氏は、社外監査役となること以外直接会社経営に関与した経験はないものの、他の会社において長きにわたり社外監査役の任にあり、社外監査役としての経験も豊富であることから当社社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、当社との関係において一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断して独立役員として指定しております。
山上純一		――	他の会社での経営トップとしての経験を有し、且つ金融・財務に関する高い識見を有していることから選任いたしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成19年6月開催の当社第208回定時株主総会にて、役員退任慰労金制度を廃止するとともに、業績に連動した報酬体系を導入いたしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)に在任していた取締役への支給総額は、報酬164百万円です。但し、取締役の報酬総額には、使用人兼務取締役の使用人部分に対する給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、平成19年度に役員報酬の抜本的見直しを行い、退任慰労金を廃止しております。新たな役員報酬体系は、従前からの役位別報酬額をベースに取締役の職務の執行とその結果としての企業業績との関連性を高めるため、各期の企業業績に応じた各取締役に対する評価に基づく業績連動型報酬を組み込んで各人の報酬額を決定しております。
なお、取締役全員への報酬総額は、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会において取締役の報酬限度額を年額300百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額を年額65百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外監査役を補佐する専任スタッフは配置しておりません。
但し、兼任スタッフとして監査役付補助人2名を配置しており、監査役の職務遂行に必要な場合にはいつでも監査役の指揮命令に従い、監査業務のサポートを行う体制を整備しております。
なお、社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会に関する資料は可能な限り事前に配布し、また説明を求められた場合には随時対応することで社外取締役および社外監査役が内容を事前に把握・理解できるよう努めております。
また、業務執行上、社外取締役または社外監査役に報告することが適当と判断される事項については、取締役会・経営会議等の実施の有無にかかわらず随時情報提供をすることとしており、経営トップとは取締役会の他、定期的にミーティングを開催しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行体制
当社では方針決定・重要財産の取得処分等、会社の重要な意思決定及び取締役の業務執行状況の確認を、毎月1回以上開催する取締役会で行っております。業務執行にかかる具体的執行内容の決定については、執行役員で構成される経営会議にて行うこととしており、経営会議は月2回以上開催しております。
業務の執行体制としては、取締役会及び経営会議で決定された事項に基づき、執行役員が責任者として業務執行することとしております。また、経営方針として当社および当社グループ各社全体の中期経営計画を策定し、これを年度展開するため年度社長方針、事業部・本部方針、部門方針にブレークダウンし、各人はこれらの方針に基づいて活動することとしております。

2. 業務執行にかかる監査・監督体制
業務執行に関する監査体制としては、監査役会が定める基準に基づく監査役による監査の他、総務部を当社及び当社グループ各社の業務の適正性を確保するための機能して位置付けて業務執行状況を監督する体制を整備しております。具体的には総務部がコンプライアンス推進等を、経理部が財務報告の適正性の確保を、環境安全防災室が事業継続リスクに係る環境安全防災をそれぞれ統括的に管掌し、内部監査室が業務執行全般の内部統制状況について客観的評価・分析等を実施しております。
当社の会計監査に関しては、会計監査人として選任している新日本有限責任監査法人に所属している村山孝および廿楽眞明の2名の公認会計士が行っており、両氏の監査年数はそれぞれ4年、3年であります。両氏の他、公認会計士及び会計士補を含め29名が当社の会計監査業務にかかる補助者として会計監査業務に携わっております。

3. 取締役候補者の指名、報酬の決定方法等

当社では新たに取締役候補者を指名する場合、社長が取締役会に候補者案を提出し、取締役会での審議を経て、株主総会に候補者として選任議案を上程することとしております。また、個々の取締役の報酬額については、前述のとおり役位別報酬額と企業業績に連動した報酬額を組み合わせて報酬案を算定し、社長が配分案として取締役会に付議し決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役会の機能を経営全般の意思決定と重要業務の執行状況に対する監査機能に重点化するため、日常的な業務執行については執行役員制度を導入し、業務執行上の重要事項については執行役員を中心メンバーとする経営会議にて決定することとしております。
取締役会は毎月1回以上開催され、社外監査役を含む全監査役が出席し取締役とは独立した立場で自らの見解を示す機会が確保されていることで、より客観的な意見が反映されて会社の意思決定が図られております。
また、上述の経営会議においては監査役もオブザーバーとして参加しており、業務執行城の重要事項について監査役によるチェックが行われる体制を整備しております。その他、監査役は随時取締役、従業員に対し業務執行状況について説明を求めることができるとしているほか、内部監査について内部監査室より報告を受けるなど、監査機会を確保することで経営監視体制を強化しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催の3週間前程度に発送している。
その他	IR的要素を取り入れた総会ビジュアル化を実施している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（決算期および中間決算期）のアナリスト・機関投資家、メディア等向け決算説明会のほか、機関投資家等とは定期的に個別ミーティングを開催している。	なし
IR資料のホームページ掲載	開示規則上の開示事項はもとより、アナリスト・機関投資家向けの説明会で提供したIR情報をタイムリーに公衆縦覧に供している。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部をIR担当部署（兼務）とし、説明会の運営やIR情報提供等を行っている。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東京製綱グループ企業行動指針にてお客様、取引先、株主、地域社会をはじめとするステークホルダーの立場に立脚した事業活動を展開することを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ISO14001:2004（JISQ14001:2004）に沿って、環境マネジメントシステムを構築し、継続的に改善を行い、当社の活動・製品・サービスの環境管理を推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1)当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)の取締役及び使用人が法令・定款はもとより社会規範・企業倫理を遵守することにより、各社の業務執行の適正を確保するための指針として「東京製綱グループ企業行動指針」を制定しており、この周知徹底を図る。
(2)当社は、当社グループ各社の環境・安全面にかかる業務執行が関係法令を遵守して行われるよう統括的に管理する。
(3)当社内部監査室は、当社グループ各社の取締役・使用人による職務執行が法令・定款及び社内規程に違反せず適切に行われているかをチェックするため、業務監査を実施する。
(4)「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス委員会を定期的に開催し、当社グループのコンプライアンス体制の運用状況を把握するとともに、必要に応じて見直しを図る。
(5)法令違反の未然防止又は最小限に食い止めるために内部通報制度を創設し、運用規程として「東京製綱グループ内部通報者保護規程」(以下「内部通報規程」という。)を制定している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)当社の取締役及び使用人が職務執行上取扱う全ての情報に関し、適切な管理体制と情報取扱手順等を「情報セキュリティ管理規程」に定め、運用する。
(2)当社の取締役の職務執行に係る情報のうち、電子媒体によるものは「電子情報システム機密保護管理規程」、その他の媒体については法令及び社内規程に従って文書及びデータの作成・保存を行い、法令・社内規程の定める保存期間が終了したものは、裁断または消去する。

3. 損失の危険の管理に関する規程・その他の体制
(1)取締役会は、当社グループの事業上の全てのリスクに対する統制活動の手順並びに統制活動が適切に行われていることを検証し、必要に応じて是正する手順として「リスク管理規程」を制定しており、これを運用するとともに、重要な事業投融資については「投融資業務規程」に、重要な大規模取引等については「プロジェクト方針会議規程」に基づきリスクを適切に管理する。
(2)当社グループ各社は「職務権限決裁規程」を制定し、自ら業務執行にかかるリスクの適切な管理に努める。また、当社グループ各社の業務執行にかかるリスクが当社グループ全体に影響を及ぼす場合のリスク管理については「東京製綱グループ決裁基準」及び「関係会社管理規程」を制定しており、担当部署が統括的にリスク管理を行う。
(3)当社グループ各社の事業上の各種リスクが顕在化する可能性を最小化するため「内部統制チェックシート」を作成し、統制活動の機能を検証するため内部監査室に専任者を配置し定期的にチェックを行う。

4. 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社では、「取締役会規則」に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行うために、毎月最低1回取締役会を開催する。
(2)当社では、職務執行の効率化と取締役会の監督機能強化を図るべく執行役員制度を導入するとともに、職務執行上の意思決定機関として経営会議を設置する。
(3)当社グループ各社の日常の業務執行については「職制規程」、「職務権限決裁規程」等の業務関係諸規程に則し、規律と効率に留意すると同時に組織間の連携を確保する。
(4)全社的な方向付けと効率的な職務執行の実現のために、当社の子会社管理担当部署において、当社グループ全体の基本戦略及び中期経営計画を策定し、当社取締役会で決議のうえ年度経営計画に展開する。
(5)後記5.(2)に記載する「関係会社社長会」において、各子会社における中期経営計画及び年度経営計画の目標達成状況を定期的に監督する。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(1)「関係会社管理規程」に基づき、各子会社はその財務状況、業務の執行状況及びリスク管理事項について定期的に当社に報告するとともに、重大な事項が生じた場合は直ちに当社所管部署に報告する。
(2)当社グループ各社間の連携強化を図るため「関係会社社長会」を四半期毎に開催し、各子会社は業績、事業活動の状況について報告する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
(1)監査役の職務を補助するため、監査役付使用人を置くものとし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定する。また、監査役付使用人の人事考課等については監査役会の同意を得た上で取締役が決定する。
(2)監査役付使用人は、監査役の補助業務については、業務執行上の指揮命令系統には属さずに監査役の指示命令に従うものとし、監査役付使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の補助業務を優先する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)監査役への報告体制として、監査役が取締役会に出席するほか、経営会議へは常勤監査役が必ず出席することで業務執行に係る重要事項の報告を兼ねる。
(2)稟議書、通達等の社内文書については、監査役がその判断に基づき随時閲覧できるものとし、必要な場合には、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
(3)監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、定期的に情報交換し綿密に連繋を図る。
(4)監査役は、必要に応じて内部監査室より内部監査の結果の報告を受けるものとする。
(5)当社グループ各社の取締役及び使用人が法令や定款に違反する事実、その他コンプライアンスに関する事実を内部通報制度を利用して報告した場合、通報を受けた通報窓口責任者は必ず当社監査役に報告すること、ならびに当該報告者が不利益な取り扱いを受けないことを、「内部通報規程」に定めている。
(6)当社グループ各社の取締役及び使用人が法令や定款に違反する事実、その他コンプライアンスに関する事実を当社監査役に報告した場合は、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱うことを禁止し、その旨を取締役会及び使用人に周知徹底する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は必要に応じて会計監査人、顧問弁護士、その他の外部アドバイザーの意見を求めることができるものとし、当社はこれについて発生する費用を監査費用として認める。
(2)監査役が職務の執行について必要な費用の前払い又は償還を請求したときは、すみやかに当該費用又は債務の処理を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「東京製綱グループ企業行動指針」において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、いかなる関係も持たない」ことを定めており、社内報等を通じて全役員および全社員に対する周知徹底を図っております。また、期せずして新規取引先が反社会的勢力と関係を有する場合であっても、契約書に反社会的勢力排除条項を入れることにより、速やかに関係を遮断するための体制を整えております。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は「当社株式の大規模な取得行為への対応策（買収防衛策）」を平成19年6月開催の当社第208回定時株主総会に提案し、出席株主の賛成多数を持って可決承認され導入いたしました。その後、平成22年6月29日開催の第211回定時株主総会において同株主総会に内容の一部を訂正した上、更新することにつき承認をいただき、平成25年6月27日開催の第214回定時株主総会において本プランを更新することにつきご承認いただいて発効しております。具体的内容につきましては当社ウェブサイト（http://www.tokyoropе.co.jp/）に掲載（掲載日2013年5月23日）致しておりますのでご確
認下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【参考資料：模式図】

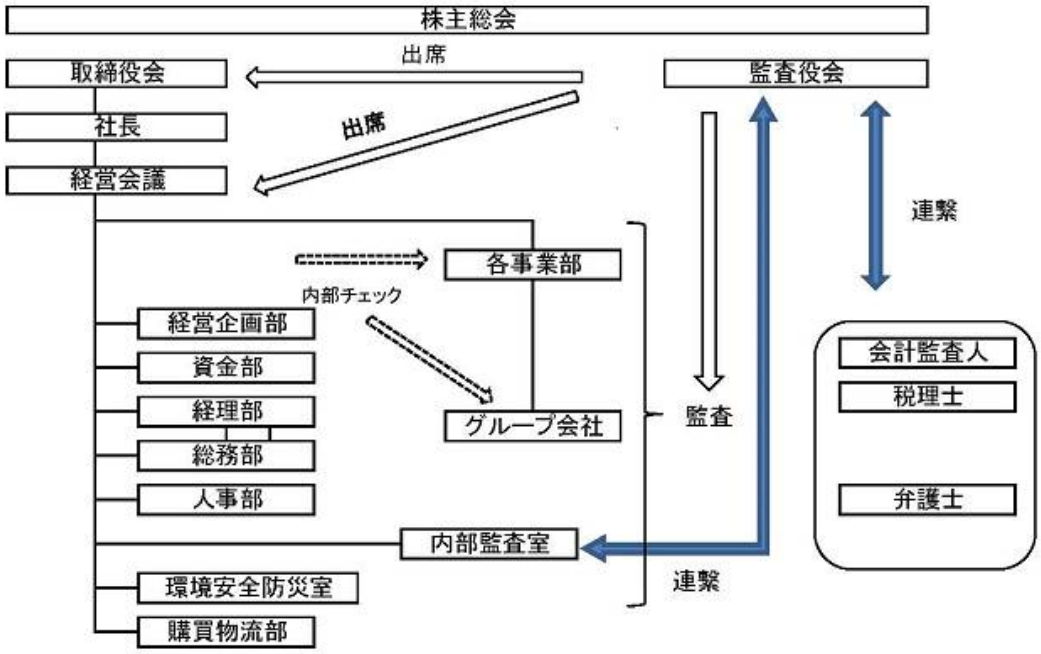

【当社グループの会社情報の適時開示に係る体制の現況】

